



発行所
 全国曹洞宗青年会
 〒105 東京都港区2-5-2
 曹洞宗宗務庁内
 発行責任者 木南 広峰
 TEL 03-3454-5411(代)
 振込 東京9-701868

全国僧侶のエネルギーを結集しよう
 社会的価値ある活動をしよう
 青年僧侶の自覚を促そう
 地域における活動の連携を深めよう

目次

総会特集	(1)
総会特集	(2)
総会特集	(3)
総会特集	(4)

広く人材を求め活動を活性化し 長期的展望で全曹青の発展を

平成 四年度 全国曹洞宗青年会総会

去る五月十三日 曹洞宗宗務庁にて、平成四年度全国曹洞宗青年会総会が開催された。当日は総会に先立ち、午前九時より事務局会、十二時半より理事会、一時半より評議員会が行われた。

理事会の席に於て、先ず会長の挨拶並びに平成三年度の事業、特に花まつりキヤンペーン実施の報告と協力に対する謝辞が述べられた。続いて事務局より平成三年度の事業報告、決算報告が行われ平成四年度の活動に関する審議に移った。特に今回、問題となったのは、平成五年第十期の全国曹青の会長及び執行部の選任に関して、会則、附則の一部変更をどうするかという点である。執行部より変更に関する原案の説明が行われた。その趣旨としては、全国各地より、広く人材を求め、開かれた全曹青として、活動をより活性化させる為の変更、又、執行部の引き継ぎをよりスムーズにする事により、継続事業の活動の意義をより明確に認識し、長期的展望に立つて全曹青の活動を発展させる為の変更の二点に集約さ

れる。この趣旨のもと、その実行に関して審議が行われ、評議員会への原案が決定した。

会場を研修直場に移し、評議員会が開催された。会長挨拶、三年度の報告、四年度の事業審議に続き、前述の会則の変更に関する審議に移った。執行部よりの趣旨説明の下、その実行方法に関して、質問、意見が百出した。熱い議論が続き審議を重ねた後、原案が可決された。予定時間を一時間以上を越える白熱の審議であった。(尚、会則の改正点、その説明、実施要領等に関する詳細は次号に掲載致



します。) 続いて、桜の間に於て、平成四年度全国曹洞宗青年会総会が開催された。事業会計等の報告並びに計画の原案の説明、並びに理事会、評議員会の席上に於ける審議内容の説明等が行われ、総会の審議に移った。審議の結果、原案は可決され総会の幕を閉じた。

恒例となっている禅の集い中央研修会が研修道場で行われた。今回の講師は漫才の「てんや、わんや」でお馴染みの獅子てんや氏である。氏は曹洞宗の得度を受け、信仰を生活の中心にしている人であり、各地の曹青の禅の会へ、講師として呼ばれる事が多いと聞いている。氏の観音様への信仰の話は我々の胸を打つ点が多く、又、長年の漫才で鍛えられた話術、特に聞き手の反応を見ながらくり出すアドリブによる笑いなどは、我々の布教活動に関しても学ぶべき物が多かった。夕方より、開かれた懇親会では、年に一度、若しくは数年に一度、この総会の時にしか顔を会わせない旧友と出会い、北と南から、西と東から、それぞれ親交を暖め、盃を重ねていった。

破草鞋

テレビの朝のワイドショー番組で宗教問題が取り上げられるケースが増えてきた。例によってその宗教の持つ特殊性や特異性(オカルト性?)の一面的な強調若しくは信者の中の有名な芸能人等の存在といった問題が主である。しかし、アプローチの仕方がどうであれ話題となる新・新宗教の特徴としては第一に信者の中心が比較的若い世代である点、第二にそれに連関して信者意外の家族が宗教側に被害を訴えている点がある。何を今更そんな事を言われるであろう。こちらにも「新宗教の傾向と対策」を説くつもりはない。唯、我が身に振りかかった問題として、対岸の火事ではない事件として危機感を覚えるが故に皆様にこ相談申し上げたいのである。

「お願い!息子を帰して下さい。」
 合宿所の前に集まり泣き崩れる親達
 「皆、個人の意志で集まっているのです。どうぞ、お引取り下さい。」と教団側の広報担当

テレビで見かけた事のある場面である。日本国憲法第二十条において「宗教の自由」は保障されている。たとえ国家であろうとも宗教を押しつける事は出来ない。同様に個人の自由である信仰に関しては何人たりとも奪う事は出来ないのだ。家が代々曹洞宗の檀家であっても、更に親が曹洞宗の僧侶であっても条件は変わらない。個人に対して何を信じるかは強制も妨害もできない。そして新宗教の信者達は共同体を求め個人レベルで入信するのだ。

「禅」の教えを抱く我々は、檀信徒の子息が家を捨てて合宿所に行くときそして、我が子が寺を出て行く時、何を如何に説くだろうか? 煽る事無く、恐れる事無く、我が教えを説く為の言葉を探しているだろうか?

対岸の火事ではない。我が子には南無釈迦牟尼仏と唱え続けて欲しい。夜の巷で珍珠を売る姿など見たくない。



全国曹洞宗青年会 会長 木南広峰 九拜

愛だけが、宝石です。勝利でも、享楽でもなく、愛だけが、唯一、人生において価値あることなのです。

これは、「東京ラブストーリー」など、トレンドイイ恋愛作品で知られる漫画家柴門ふみの言葉です。

彼女は、近頃の恋愛はやりの世の中について、「なぜ恋愛がもてはやされているか」というと、現在の日本は平和で、物も金も余り、若者はまるで貴族のような待遇であるからです。こんな状況の中で、若者達は物や形ではなく、心を揺り動かす、人生に実りをもたらせてくれる、そんな大切な時間を共有できる素晴らしい相手を探しているからなのです。」と、語っております。

これは何も若者に限ったことだけではなく、殺伐とした現代において人は皆、心から愛と幸せを願い、優しさと思いやりを求めているのです。

私は、昨年第九期会長就任の挨拶において、「花まつりキャンベーン」を最大の事業として掲げました。本年、四月八日は「しあわせの日」《あなたの笑顔に会いたくて》と銘打って、社団法人日本生花商協会の協力を得、全国約一万五千軒の各加盟店にキャンベーンポスターを交付、店頭に掲示するとともに、メッセージカード百五十万枚の配布を依頼し、一週間に渡り実施致しました。

このキャンベーンの真の目的は、物質優先主義思考のため失いつつある優しさと思いやりの心を今一度見つめ直していくことであり、一人でも多くの方が、四月八日の本来の意味を理解していただくことにあります。人々の心の花を美しく開花させ、人間が本来の仏にかえり、この地球に平和な花の美が訪れるようにと願いをこめたものであり、決してすぐに答えの出るものではなく、十年・二十年

先を目指したほんの第一歩であります。

本年度の管長告諭の一説に、「宗門では『修証義』の心を大切に、今、二十一世紀へわたしとあなたの思いやり」を合言葉として、人間の尊さの自覚、一人ひとりの人権の尊重、生きとし生けるもの生存にかかわる環境への配慮、ともどもに思いやりの心を生かした家庭づくりと平和な社会づくりをめざします。それは私達仏教徒の使命でもあります。」と、示されております。

この一説を眼にしたとき、二十一世紀を担う人々の心に美しい花を開花させる、そんな四月八日になればと思ひ、実施したキャンベーンを今後も是非、継続していかねばならないと、意を強くした次第です。

更に、各期に一度の東京ドームにおける全国ソフトボール大会開催に際しまして、全国各地より十九チーム、二百三十名の会員諸兄が参加、和やかなうちに親睦のひとときを過ごしました。今後は、ソフトボールを通じて培われました友情を貴重な財産として、青年会活動の大きなエネルギーとして行きたいと思ひます。さて本年の重要な事業と致しましては、

「アメリカにおける禅を訪ねて」をテーマに、ロスアンゼルス及びサンフランシスコの禅研修センターにおける禅文化学林海外研修を実施致します。

文部省の調査によりまずと、日本の小・中学校に在籍しながら、日本語を理解できない外国人の子供が約五千五百人もいることが明らかになりました。

しかも、日本語を教える教員のいない学校が三百四十七校、外国人に特別な配慮をしていない学校が五百二十九校もありました。

外国人の急増という事情もありますが、国際化に十分対応できない日本の教育の現状が示された感じが致しました。

この現状は、教育界だけの問題ではなく、宗門においても、国際化に見合った発想の転換が今こそ必要な時代と考へております。

その一端として、戦後最も親密な関係と言われながらも、「経済摩擦」「日本叩き」などの言葉を生んだアメリカに対して、我々は今、日本にあつて、唯手をこ

まねいているだけではなく、真つ先に現地に渡り、彼らが「禅」に何を求め、何を思いだそうとしているのかを肌で感じる必要性があると考へております。

それがひいては、人類共通の財産である「道元禅」を国内外及び日本人、外国人を問わず、布教化をしていく上での指針となり、尚且つ世界平和の礎となるものと信じてやみません。

このような状況の中、実施致します禅文化学林への会員諸兄及び有志の方々の積極的ご参加を心よりお待ち致しております。

更に、「講師一覽Ⅱ」の作成・配布及び、「仏前結婚式」のアピールを考えると、少人数で行えるマニュアル本の作成を企画検討中であり、素晴らしいアイデアをお願い致します。

以上、取り急ぎ平成三年度事業報告並びに平成四年度事業計画を述べさせて戴きました。

『正法眼蔵・辨道話』の中に「佛法には修証これ一等なり。いまも証上の修なるゆえに、初心の辨道すなわち本証の全体なり。」と、開祖道元禪師はお示ししております。

今、第九期の折り返し地点に立ち、後半の道程を思い巡らす時、一会員として全曹青に参加した時の、まさらでいきいきとした初心を思い起こし、熱き思いを込めて、二十一世紀への布石としての役割を果たさんかためにも、役員一同、息絶え絶えになりながらも全力で走り切る所存でおります。

会員諸兄には、残る一年、より一層の御協力と御支援を賜りますよう、御願ひ申し上げます。

最後に、私達の住むこの世界は、覆された宝箱であります。いたるところに、思いやりという名の宝石が散らばっております。埋もれているかもしれない宝石を私達の手で、掘り起こし、獲得し、与え合つて行きたい。そのような願いを込めながら、今年度執行に当たり、所信を述べさせて戴き、御挨拶と致します。

合掌

第九期曹洞宗青年会

本部役員

会長 木南 広峰

副会長 小原 宜弘

吉川 俊雄

平清水公宣

田中 良宗

武藤 英明

鯨岡 宏智

中村 哲元

岩田 泰成

青陰 孝光

伊藤 道宣

理事

関東 梶原 祐頭 (茨城)

東海 河村 英樹 (三重第二)

近畿 奥谷 良晃 (滋賀)

中国 五十嵐靖雄 (広島)

四国 福村 俊弘 (愛媛)

九州 天雨 隆成 (長崎)

北信越 内山 俊道 (長野第二)

東北 秋山 孝雄 (福島)

北海道 松井 宏文 (北海道第二)

研修委員会

委員長 鎌原 泰彦 (大阪)

江川 辰弘 (愛知第二)

岡野 聖弘 (京都)

小豆澤道雄 (島根第二)

清水 昭信 (愛媛)

滝 道学 (佐賀)

倉科 利行 (長野第二)

組織委員会

委員長 朝日 耕道 (三重)

加藤 貴昭 (京都)

越海 暢芳 (岡山)

本土 一真 (愛媛)

久我 正経 (宮崎)

草間 泰晴 (新潟)

瀬川 一矢 (岩手)

広報委員会

委員長 中山 義紹 (熊本)

尾関 幸憲 (岐阜)

関戸 章仁 (大阪)

大村 芳典 (島根第一)

上田 秀人 (高知)

安沢 浩祥 (新潟)

事業委員会

委員長 時 準雄 (宮城)

横割 一隆 (静岡東部)

福原 利行 (大阪)

樋口 俊雄 (鳥取)

仙井 恵久 (愛媛)

大園 直樹 (福岡)

村上 静雪 (長野第二)

岡本 大英 (福島)

全国曹洞宗青年会会則

第一章 総則

第一条 (会の名称)

この団体は、全国曹洞宗青年会と称する。
(以下、本会という)

第二条 (事務所の所在地)

本会は、事務所を曹洞宗宗務庁内に置く。

第三条 (会の目的)

一、本会は、曹洞宗宗制・曹洞宗青少年教化規程第一条及び第二条第二項に基づき、青少年教化を主たる事業目的とする。
二、本会は、青年宗侶に賦えられた知と力を結集し、つねに開かれた世界への活動を通して、宗旨に根ざした人間の育成をはかり、もって健全な社会の形成に寄与するとともに、各地区曹洞宗青年会の相互の連携を計ることを目的とする。

第四条 (会の構成員)

本会は、曹洞宗宗制・曹洞宗青少年教化規程第一条第一項に基づき、前条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって構成する。

第五条 (会の事業)

本会は、その目的を遂行するため、次の事業を行う。
① 教化活動並びに文化事業推進の研究開発及びその方策の実施。
② 現実の諸問題に関する研究及びその対応活動。
③ 情報誌の発刊並びに図書、資料の刊行と紹介。
④ 各地曹洞宗青年会活動の連絡調整及び支援、並びに親睦をはかる。
⑤ その他必要と認められる事業。

第六条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年四月一日にはじまり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第二章 会員

第七条 (会員の種類および資格)

本会は、第四条により、会員を次の三種とし、その資格を次のように定める。
① 正会員
年齢十八才以上四十才以下の宗侶。但し、事業年度内に四十一才に達した場合は、その年度内は正会員としての資格を有する。
団体加盟の場合は、その会則に準ずる。

第八条 (会員の権利及び義務)

本会の会員は、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有し、会則その他の規程を遵守する義務を負い、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

第九条 (会員の種別及び数)

本会に次の役員を置く。
① 会長 一名
② 副会長 三名
③ 理事 九名
④ 委員長 各一名
⑤ 事務局長 一名
⑥ 会計 一名
⑦ 監事 二名

第十条 (役員任期)

役員任期は二年とし、再任を妨げない。但し欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

第十一条 (役員資格及び選任)

一、本会の役員は、第七条に定める正会員の四十才未満より選任する。但し、任期中は、正会員としての権利および義務を有する。
二、本会の役員選任は次のとおりとする。
① 会長は、別に定める細則に随って選任する。
② 副会長は、別に定める細則に随って選任する。
③ 理事は、各管区より一名選出する。
④ 委員長は、理事会で選任する。
⑤ 事務局長及び会計は、会長が指名し、理事会並びに評議員会の承認を得る。
⑥ 監事は、理事会が推薦し、評議員会で選任し、總會においてその承認を行う。

第十二条 (役員職務)

一、会長は、本会を代表し、会務を統理する。
二、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
三、理事は、理事会を構成し、会務を処理し、又地区曹洞宗青年会の相互連絡をはかる。

第十三条 (名譽総裁、名譽会長、顧問の設置)

一、本会は、名譽総裁に両大本山貫首を推挙する。
二、本会は、名譽会長に宗務総長を推挙する。
三、本会に、顧問を置くことができる。理事会において推薦し、会長が委託する。

第十四条 (会議の種類)

本会の会議は總會、評議員会及び理事会とする。
第一節 總會
第十五条 (總會の招集並びに議決)
一、總會は、年一回開催し、会長がこれを招集する。ただし緊急の必要がある時は、会長は、これを招集しなければならない。
二、總會の議決は、出席者の過半数を必要とする。
第十六条 (總會の承認事項)
一、事業計画及び事業報告に関する事項。
二、予算及び決算に関する事項。
三、役員選任に関する事項。
四、会則の制定及び変更に関する事項。
五、その他、会の運営に関する重要な事項。

第十七条 (評議員会の構成)

一、本会の評議員会は、評議員をもって構成する。
二、評議員は、各地単位曹青会が一名を選出し派遣する。
第十八条 (評議員会の招集、議決、定足数)
一、評議員会は、年一回以上開催し、会長がこれを招集する。
二、評議員会は、過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。
三、評議員会の議決は、出席者の過半数を必要とする。
第十九条 (評議員会の審議事項および報告義務)
一、評議員会は、次の事項を審議し、決定する。
① 事業計画及び事業報告に関する事項。
② 予算及び決算に関する事項。
③ 役員選任に関する事項。
④ 会則の制定及び変更に関する事項。
⑤ その他、總會又は理事会から審議を委託された事項。
二、評議員は、評議員会の結果を、必ず所属する単位曹青会に報告しなければならない。
第三節 理事会
第二十条 (理事会の構成および理事の選出)
一、本会の理事会は、会長、副会長、理事、委員長及び事務局長をもって構成する。
二、その他、必要に応じて、役員を同席させることができる。但し、議決権を有しない。
第二十一条 (理事会の招集、議決、定足数)
一、理事会は、会長がこれを招集する。
二、理事会は、過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。
三、理事会の議決は、出席者の過半数を必要とする。
第二十二条 (理事会の審議事項)
理事会は、本会の活動の円滑化を図るために、次の事項を審議する。
① 總會または評議員会に提出する議案。
② 總會または評議員会から委託された事項。
③ その他、会務執行に必要な事項。

第五章 委員会

第二十三条 (委員会の設置)

一、本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために委員会を設置する。
二、委員会の名称、主たる業務及び委員数は、理事会で決定する。
第二十四条 (委員会の構成)
一、委員会は委員長一名ほか、委員若干名をもって構成する。
二、委員は正会員の中から、委員長が推薦し、理事会の承認を得て会長が任命する。
第二十五条 (特別委員会設置)
特別に必要な事由が生じたときは、理事会の決定により特別委員会を設置することができる。ただし、会長は評議員会にそれを報告する。

第六章 会計

第二十六条 (経費収入)

本会の経費は、会費、賛助費、宗務庁助成金及び寄付その他をもってこれに充てる。
第二十七条 (会費納入)
一、会費は、年度内に納入しなければならない。
二、会費に関する細則は、別にこれを定める。
第二十八条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年四月一日にはじまり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第七章 事務局

第二十九条 (事務局設置)

本会の一切の事務を処理するために、事務局を置く。
第三十条 (事務局の構成)
① 事務局長 一名
② 事務局次長 一名
③ 庶務 若干名
④ 常任幹事 一名
⑤ 幹事 若干名
第三十一条 (事務局の資格並びに庶務)
一、本会の事務局構成員は、事務局長と協賛し、会長が任命する。
但し、常任幹事は宗務庁担当課長とし、又幹事若干名は宗務庁担当課、書記がある。
二、① 事務局長は、事務を統轄し、事務局次長は、局長を補佐する。
② 庶務は、事務処理にあたる。
③ 常任幹事は、局務を掌理し、幹事は、会務に従事する。

付則

第一号 入会登録に関する細則

一、本会に入会しようとするものは、所定の様式に必要事項を記入し、その年度の会費を添えて事務局に提出する。
二、事務局は、申し込みを受理し、会員台帳に登録する。
第二号 会費に関する細則
一、年会費 一、〇〇〇円
二、賛助費 任意
但し、団体加盟は団体二〇、〇〇〇円とする。

第三号 会長、副会長に関する細則

第一条 この細則は、本会の会則第十一条第二項に基づき、会長、副会長の選考に関する事項を規定する。
第二条 選考委員会は、管区理事及び現会長をもって構成する。
第三条 選考委員長および副委員長各一名は、委員の互選による。
第四条 次期会長候補の選考の対象者は、選考委員会の推薦する者および選考委員会の定める立候補の届け出を期限までに完了した者とする。
第五条 次期会長の立候補の届け出は、二十名以上の正会員の推薦を付けて、初年度の二月一日より二月末日までに、選考委員長宛に届けるものとする。
第六条 立候補の届け出の諸手続きは、選考委員会で別に定め、初年度の一月三十一日までに、これを公報する。
第七条 次期会長候補の選考は、第四条の定める候補者の中より、選考委員会で、責任をもって選考する。
第八条 第七条により選考した者を、次期会長予定者とする。
第九条 次期副会長の選考は、選考委員会と次期会長予定者と協議し、現会長の第二年度總會開会までに、責任をもって選考する。
第十条 第九条により選考した者を、次期副会長予定者とする。
第十一条 選考委員会は、選考した次期会長予定者および副会長予定者を、評議員会の決定を得て、第二年度の總會でその承認を行う。
付則一、但し上記規定にかかわらず、第十期の会長、副会長の選任に限り、平成四年九月三十日までに立候補届け出の諸手続きを定め、これを公報し、同年の十月一日より十月三十一日までに、選考委員長宛に届けるものとする。
付則二、次期副会長の選考は、選考委員会と次期会長予定者と協議し、平成四年十二月三十一日までに、責任をもって選考する。
付則三、選考委員会は、選考した次期会長予定者および副会長予定者を、平成五年五月開催評議員会の決定を得て、總會でその承認を行う。
付則四、第十期発足と同時に、付則一〜四は抹消するものとする。

平成4年度全国曹洞宗青年会事業計画

平成3年度全国曹洞宗青年会事業報告

Table listing events and dates from 11/2 to 8/29. Includes titles like '第16回東北曹青岩手大会' and '宗務局会'.

Table listing events and dates from 4/20 to 11/2. Includes titles like '宗務局会' and '岩手曹青15周年記念大会'.

東宗愛宗大東京山山東京東京埼岐東宗岩
京務務務阪京都口口京京玉阜京務務務手手

Main activity plan table with 7 columns: 月, 事務局, 総合企画委員会, 事業委員会, 研修委員会, 組織委員会, 広報委員会. Rows 5-12 and 1-4.

平成3年度全国曹洞宗青年会歳入歳出決算書

平成3年4月1日~平成4年3月31日

歳入合計 21,124,143
歳出合計 20,861,628
差引残高 262,515円 (繰越金)

歳入の部

Table of income details: 科目, 項目, 本年度予算, 本年度決算, (予算-決算), 備考.

歳出の部

Table of expense details: 科目, 項目, 本年度予算, 本年度決算, (予算-決算), 備考.

平成4年度全国曹洞宗青年会予算

平成4年4月1日~平成5年3月31日

歳入合計 26,170,000
歳出合計 26,170,000
差引残高 0円

歳入の部

Table of budget income details: 科目, 項目, 金額, 備考.

歳出の部

Table of budget expense details: 科目, 項目, 金額, 備考.